

牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

令和 6年 3月 5日
規則第 5 号

(趣旨)

第1条 この規則は、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例(令和5年条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(災害時及び廃止後の措置に関する遵守事項)

第3条 条例第5条に規定する遵守事項は、次に掲げるものとする。

(1) 災害時の措置に関する事項

ア 落雷、洪水、暴風、暴雨、豪雪、地震等により太陽光発電設備が破損し、地絡し、又は短絡し、第三者に被害をもたらすおそれのある事象が発生した場合は、遅滞なく状況の確認を行い、異常が発見されたときは直ちに必要な措置を行うこと。

イ アの実施方法について定めておくこと。

(2) 廃止後の措置に関する事項

ア 太陽光発電設備を速やかに撤去すること。

イ 太陽光発電設備の再使用又は再生利用に努め、廃棄物の発生を抑制すること。

ウ 太陽光発電設備の撤去により発生した廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。

エ 事業区域であった土地について、修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。

(設置抑制区域)

第4条 条例第8条に規定する設置抑制区域は、別表第1のとおりとする。

(地域住民等への説明)

第5条 条例第9条第1項に規定する説明は、戸別訪問等により行わなければならない。ただし、設置事業の周知のために説明会を開催したときは、当該説明会をもってその参加者への説明に代えることができる。

2 条例第9条第3項に規定する看板は、太陽光発電設備設置事業の告知(様式第1号)とし、事業者は、当該看板を設置事業に着手しようとする日の60日前から設置事業が完了する日までの間事業区域内の見やすい場所に設置するものとする。

(配慮事項)

第6条 条例第10条に規定する配慮事項は、別表第2に掲げる事項とする。

(設計の基準)

第7条 条例第11条に規定する基準は、別表第3のとおりとする。

(計画書の提出)

第8条 条例第12条の規定による協議は、当該太陽光発電設備を設置しようとする日の60日前までに太陽光発電設備設置等計画書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 行政区等に対する説明報告書(様式第3号)
- (2) 地域住民等に対する説明報告書(様式第4号)
- (3) 別表第4に掲げる図書
- (4) その他市長が必要と認める書類等

(協議終了の通知)

第9条 条例第13条第1項に規定する通知は、協議終了通知書(様式第5号)によるものとする。

(協定の締結)

第10条 条例第14条第1項に規定する太陽光発電設備の運用、維持管理及び災害時並びに廃止後の措置に関する協定は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 太陽光発電設備の維持及び管理に関する事項
- (2) 環境の保全及び公害の防止に関する事項
- (3) 太陽光発電設備の災害時及び廃止後の措置に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(工事完了届出書)

第11条 条例第15条の規定による届出は、速やかに工事完了届出書(様式第6号)を提出することにより行わなければならない。

2 前項の工事完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) パネル配置図
- (2) 設置写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(協議内容の変更)

第12条 条例第16条の届出は、事業変更届出書(様式第7号)によるものとし、変更しようとする事項に係る書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 条例第16条ただし書の軽微なものは、次のとおりとする。

- (1) 事業区域の縮小
- (2) 太陽光発電設備の出力の縮小
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認めるもの

(地位の承継の届出)

第13条 条例第17条の規定による届出は、速やかに地位承継届出書(様式第8号)を提出することにより行わなければならない。

2 前項の地位承継届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業者の地位を承継した事実を証する書類

(2) 事業者の地位を承継した者の住民票の写し（対象設置者の地位を承継した者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書）

(3) その他市長が必要と認める書類
（報告の徴収）

第14条 条例第18条第1項の規定による報告の徴収は、状況等報告要求書（様式第9号）により行うものとする。

2 条例第18条第2項の規定による報告は、状況等報告書（様式第10号）により行うものとする。

（事業者情報の掲示）

第15条 条例第19条の規定による掲示は、次の内容を記載した太陽光発電設備の事業者に関する情報（様式第11号）の看板を設置することにより行うものとする。

(1) 事業区域の所在地及び面積

(2) 事業者の名称及び連絡先

(3) 緊急時の連絡先

(4) 太陽光発電設備の総発電出力

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 事業者は、前項に規定する看板に記載した事項に変更が生じた場合で、条例第16条本文の規定による協議が終了したとき又は同条ただし書に規定する軽微なものに係る変更を行ったときは、当該看板に記載した事項を速やかに訂正しなければならない。

（立入検査員証）

第16条 条例第20条第2項に規定する身分を示す証明書は、牛久市職員服務規程（平成13年訓令第9号）第5条第1項に定めるものとする。

（指導、助言又は勧告に係る書面）

第17条 条例第21条第1項の規定による指導又は助言は、指導・助言通知書（様式第12号）により行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第13号）により行うものとする。

（公表）

第18条 条例第22条の規定による公表は、牛久市公告式条例（昭和29年条例第1号）第2条第2項に定める掲示場における掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

（委任）

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

区分	抑制区域	関係法令等
1	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
2	土砂災害特別警戒区域	
3	市街化区域（工業専用地域は除く。）	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
4	既設団地（市街化調整区域）	都市計画法 牛久市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成 22 年条例第 3 号）

別表第2（第6条関係）

配慮を要する項目	配慮すべき事項
生活環境への配慮	<p>(1) 住宅地に近接する又は公道に接する場合において、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮すること。</p> <p>(2) 工事を行う場合は、大型車両及び関係車両の通行並びに重機等の使用に伴う振動、騒音、粉塵等による被害を周辺に及ぼさないよう必要な措置を講じること。</p>
防災・安全への配慮	<p>(1) 盛土又は切土が生じ、土砂災害が懸念される区域は、擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水等による法面等の保護措置を講じ、土砂の流出を防止する対策を講じること。</p> <p>(2) 雨水排水は、降雨量等から想定される雨水が有効に処理できる対策を講じること。</p> <p>(3) 湧き水がある場合は、地下配水管を設置するなど適切な措置を講じること。</p> <p>(4) 崖地の近隣に設置する場合は、崖肩からの離隔や崖肩沿いの排水などによって、崖地の崩落防止対策を講じること。</p> <p>(5) 地盤について、必要に応じて地盤改良の実施など適切な措置を講じること。</p> <p>(6) 事業区域内の敷材は、地域住民等に配慮した適切な敷材を使用すること。</p> <p>(7) 太陽光発電施設の設置に当たっては、電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づく技術基準等を遵守するとともに、日本産業規格に適合するものであること。</p>
住宅隣接地等に設置する場合の配慮	<p>住宅隣接地等では、生活環境、景観、防災等の点で特にトラブルが発生しやすいことから、事前に事業内容を十分説明し、理解を得た上で必要な対策を講じること。</p>
発電設備設置後の維持管理	<p>(1) 事業者は、太陽光発電施設及びに敷地について、定期的に保守点検を行うとともに、機器の故障等の問題が発生した場合は、速やかに対処し、適正な維持管理に努めること。</p> <p>(2) 除草剤や農薬の使用に当たっては、適正な散布を心掛け、周辺に飛散しないように万全の対策を講じること。</p>

別表第3（第7条関係）

区分	設計の基準																
緩衝帯	<p data-bbox="451 376 1425 539">隣地境界との間に緩衝帯を設けること。必要があるときは当該緩衝帯を植栽等とする。緩衝帯の幅は下記のとおりとする。また、緩衝帯内には建築物その他工作物等を建築し、又は設置しないこと。</p> <table border="1" data-bbox="451 577 1425 1128"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 577 938 616">事業区域の面積</th> <th data-bbox="938 577 1425 616">緩衝帯の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 616 938 654">3 0 0 0 m²未満</td> <td data-bbox="938 616 1425 654">2 m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 654 938 745">3 0 0 0 m²以上 1 0 0 0 0 m²未満</td> <td data-bbox="938 654 1425 745">3 m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 745 938 837">1 0 0 0 0 m²以上 1 5 0 0 0 m²未満</td> <td data-bbox="938 745 1425 837">4 m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 837 938 929">1 5 0 0 0 m²以上 5 0 0 0 0 m²未満</td> <td data-bbox="938 837 1425 929">5 m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 929 938 1021">5 0 0 0 0 m²以上 1 5 0 0 0 0 m²未満</td> <td data-bbox="938 929 1425 1021">1 0 m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1021 938 1113">1 5 0 0 0 0 m²以上 2 5 0 0 0 0 m²未満</td> <td data-bbox="938 1021 1425 1113">1 5 m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1113 938 1128">2 5 0 0 0 0 m²以上</td> <td data-bbox="938 1113 1425 1128">2 0 m</td> </tr> </tbody> </table>	事業区域の面積	緩衝帯の幅	3 0 0 0 m ² 未満	2 m	3 0 0 0 m ² 以上 1 0 0 0 0 m ² 未満	3 m	1 0 0 0 0 m ² 以上 1 5 0 0 0 m ² 未満	4 m	1 5 0 0 0 m ² 以上 5 0 0 0 0 m ² 未満	5 m	5 0 0 0 0 m ² 以上 1 5 0 0 0 0 m ² 未満	1 0 m	1 5 0 0 0 0 m ² 以上 2 5 0 0 0 0 m ² 未満	1 5 m	2 5 0 0 0 0 m ² 以上	2 0 m
事業区域の面積	緩衝帯の幅																
3 0 0 0 m ² 未満	2 m																
3 0 0 0 m ² 以上 1 0 0 0 0 m ² 未満	3 m																
1 0 0 0 0 m ² 以上 1 5 0 0 0 m ² 未満	4 m																
1 5 0 0 0 m ² 以上 5 0 0 0 0 m ² 未満	5 m																
5 0 0 0 0 m ² 以上 1 5 0 0 0 0 m ² 未満	1 0 m																
1 5 0 0 0 0 m ² 以上 2 5 0 0 0 0 m ² 未満	1 5 m																
2 5 0 0 0 0 m ² 以上	2 0 m																
雨水流出対策	<p data-bbox="451 1151 1425 1220">雨水、排水又は湧水について隣接地又は道路へ流出を防ぐ対策をすること（設置工事中も含む。）。</p>																
道路	<p data-bbox="451 1234 1425 1429">事業区域に隣接する道路が建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路の場合は、当該道路の中心から2メートル（片側が崖地等の場合は当該崖地等の境界から4メートル）の範囲に建築物その他工作物等を建築し、又は設置しないこと。</p>																
柵塀等の設置	<p data-bbox="451 1442 1425 1635">(1) 発電施設内に事業関係者以外が安易に立ち入ることがないようにフェンス等を設置すること。 (2) フェンス等の使用材料は、簡易なものではなくて第三者が容易に取り除くことのできないものとする。 (3) フェンス等の高さは、1.2メートル以上のものとする。</p>																

別表第4（第8条関係）

別に掲げる図書

図書の種類	備考
委任状（委任する場合）	事業者の押印したもの
位置図及び案内図	事業区域の位置が分かるもの
土地利用計画図 （パネル配置図）	(1) 縮尺1000分の1以上であること (2) 別表第3に規定する設計の基準等に準じていることが分かるもの (3) 一般送配電事業者との責任分界点・区分開閉器の位置表示すること (4) その他必要な事項
土地造成計画平面図	(1) 縮尺1000分の1以上であること (2) 切土・盛土箇所、現況と計画の高低差等が分かるもの (3) その他必要な事項
事業区域の公図の写し （不動産登記法平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面）	事業区域及び隣接地の地番並びに所有者、占有者、土地管理者の氏名の記載があるもの
事業区域の土地登記事項証明書の写し	登記情報提供サービスにより取得したものも可とする
事業者を確認するための書類	個人の場合は、本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）法人の場合は、法人登記事項証明書、決算短信等
事業区域の測量図又は求積図	
地域住民等の説明範囲を示す図面	
地域住民等への説明資料	地域住民等への説明に使用したもの
再生可能エネルギー発電事業計画の認定についての通知書	経済産業省からの通知
電力会社との接続契約が分かる書類	
告知看板の写真	カラー写真

様式第1号（第5条関係）

太陽光発電設備設置事業の告知	
事業区域の所在地	牛久市
事業区域の面積	平方メートル
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)	氏名 住所
設計者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)	氏名 住所
工事施行者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)	氏名 住所
看板設置年月日	年 月 日
<p>この看板は、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第9条第3項の規定により設置したものです。</p> <p>太陽光発電設備設置事業に関する連絡先</p> <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>連絡先</p> <p>工事に関する連絡先</p> <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>連絡先</p>	

※ 設置上の注意

- (1) 看板の大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とし、地上面から看板の下端までの高さが60センチメートルの位置を基準として設置すること。
- (2) 太陽光発電設備設置事業に着手する60日前から事業区域内の見やすい場所に設置すること。

牛久市長 様

住 所
(所在地)
事業者 氏 名
(名称及び代表者氏名)
電話番号

太陽光発電設備設置等計画書

下記のとおり、太陽光発電設備を設置したいので、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第12条の規定により関係書類を添えて提出します。

記

1 事業概要

事業名		
事業区域	所在地	牛久市
	面積	平方メートル
設置抑制区域		内（区域名： ）・ 外
総発電出力 (送電端出力)		キロワット
設備ID ※固定価格買取制度の設備ID。当該制度対象外など、IDがない場合「なし」と記載。		
工事施工者 (実際に工事を施工する者を記載すること。)	住所	(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏名	(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号	
工事着手予定日		年 月 日
工事完了予定日		年 月 日
運用開始予定日		年 月 日

(2) 廃止後に係る計画

耐用年数	太陽光パネル		
	接続箱		
	パワーコンディショナー		
	変電設備 (キュービクル等)		
	蓄電池		
	その他		
	撤去 ・ 廃棄	計画	
		時期	
		撤去費用保全方法	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

牛久市長 様

住 所
事業者 氏 名
連絡先

住 所
報告者 氏 名
連絡先

行政区等に対する説明報告書

行政区等に対する説明を行ったので、次のとおり報告します。

事業予定地	
事業名	
行政区名	
区長名	
区長との協議日	年 月 日
区長との協議場所	
区長の意見	
区長の意見に関する 対応・回答	
説明会の要望	有 ・ 無

牛久市長 様

住 所
 事業者 氏 名
 連絡先
 住 所
 報告者 氏 名
 連絡先

地域住民等に対する説明報告書

地域住民等に対する説明を行ったので、次のとおり報告します。

番号	説明 年月日	所在及び 地番	住所氏名等	説明方法	備考
①			住所 氏名 住民・事業者・ 土地所有者・建物所有者・ 土地貸借人・建物貸借人 (いずれかに○)	<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 戸別訪問 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		意見・要望			
		回答・対応			
②			住所 氏名 住民・事業者・ 土地所有者・建物所有者・ 土地貸借人・建物貸借人 (いずれかに○)	<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 戸別訪問 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		意見・要望			
		回答・対応			
③			住所 氏名 住民・事業者・ 土地所有者・建物所有者・ 土地貸借人・建物貸借人 (いずれかに○)	<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 戸別訪問 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		意見・要望			
		回答・対応			

④		住所 氏名 住民・事業者・ 土地所有者・建物所有者・ 土地貸借人・建物貸借人 (いずれかに○)	<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 戸別訪問 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	意見・要望			
	回答・対応			
⑤		住所 氏名 住民・事業者・ 土地所有者・建物所有者・ 土地貸借人・建物貸借人 (いずれかに○)	<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 戸別訪問 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	意見・要望			
	回答・対応			
⑥		住所 氏名 住民・事業者・ 土地所有者・建物所有者・ 土地貸借人・建物貸借人 (いずれかに○)	<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 戸別訪問 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	意見・要望			
	回答・対応			
⑦		住所 氏名 住民・事業者・ 土地所有者・建物所有者・ 土地貸借人・建物貸借人 (いずれかに○)	<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 戸別訪問 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	意見・要望			
	回答・対応			

(備考)

- 1 共有の場合には、その旨を「備考」欄に明示すること。
- 2 必要に応じ、記入欄を追加すること。

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

牛久市長



協議終了通知書

下記の事業について協議が終了したので、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定により通知します。

記

事業者の氏名及び住所 （法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	氏名
	住所
事業区域の所在地	牛久市
事業区域の面積	平方メートル
太陽光発電設備の出力 （送電端出力）	キロワット
計画書提出日及び受付番号	年 月 日 第 号

市の意見

--

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

牛久市長 様

住 所

（所在地）

事業者 氏 名

（名称及び代表者氏名）

電話番号

工事完了届出書

下記のとおり、太陽光発電施設工事が完了したので、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第15条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

事業名		
事業区域の所在地		牛久市
工事完了日		年 月 日
工事施工者 （実際に工事を施工した者を記載すること。）	住所 （所在地）	
	氏名 （名称及び代表者名）	
	電話番号	

牛久市長 様

住 所

（所在地）

事業者 氏 名

（名称及び代表者氏名）

電話番号

事業変更届出書

下記のとおり、太陽光発電設備に係る事業内容に変更があるため、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第16条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1 事業区域の所在地等

事業区域の所在地	牛久市
事業者の氏名及び住所 （法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	氏名
	住所
太陽光発電設備の出力 （送電端出力）	キロワット

2 変更する事項

変更事項	変更前	変更後

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

牛久市長 様

住 所

（所在地）

地位承継者 氏 名

（名称及び代表者氏名）

電話番号

地位承継届出書

下記のとおり、太陽光発電設備に係る事業者の地位の承継について、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 1 7 条の規定により届け出ます。

記

事業区域の所在地	牛久市		
総発電出力 （送電端出力）	キロワット		
事業者	区分	承継前	承継後
	住所 （所在地）		
	氏名 （名称及び代表者氏名）		
	電話番号		
地位承継理由			
地位承継年月日	年	月	日

様式第9号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

牛久市長



状況等報告要求書

牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第18条第1項の規定により、太陽光発電設備に係る下記の事項について、報告書の提出を求めます。

記

報告事項	
提出期限	年 月 日

様式第 10 号（第 14 条関係）

年 月 日

牛久市長 様

住 所

（所在地）

事業者（管理者）

氏 名

（名称及び代表者氏名）

電話番号

状況等報告書

年 月 日付で報告を求められた事項については、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 18 条第 2 項の規定により下記のとおり報告します。

記

報告事項	
------	--

様式第 1 1 号（第 1 5 条関係）

太陽光発電設備の事業者に関する情報	
事業区域の所在地	牛久市
事業区域の面積	平方メートル
事業者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	氏名 住所
緊急時の連絡先 (電話番号)	
発電設備の総発電出力 (送電端出力)	キロワット
発電設備の運転開始日	年 月 日
発電事業期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
看板の設置年月日	年 月 日
<p>この看板は、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 1 9 条の規定により設置したものです。</p> <p>太陽光発電設備に設置事業に関する連絡先 氏名 住所 連絡先</p>	

※ 設置上の注意

- (1) 記載内容に変更が生じた場合は、速やかに訂正すること。

様式第12号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

牛久市長



指導・助言通知書

牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第21条第1項の規定により、太陽光発電設備に係る次の事項について、下記のとおり指導・助言します。

記

事業区域の所在地	牛久市
指導・助言の内容	

第 号
年 月 日

様

牛久市長



勧告書

あなたには、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第21条第1項の規定により、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行いました。が、現在もなお必要な措置がなされていないので、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第21条第2項の規定により、下記の措置を講じるよう勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第22条の規定によりあなたの氏名及び住所並びにこの勧告の内容を公表することがあります。

記

事業区域の所在地	牛久市
措置期限	年 月 日
措置すべき事項	